いじめ防止等対策の取り組みについて

旭川工業高等専門学校

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教職員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った	年度当初に学生主事から改めて説明している。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ・疑いのある事例の情報共有については，委員長（校長）に報告し，大きな事案に発展しないかつ解決が容易な事案については，対策委員会のメンバーへの情報共有（TEAMS)とし，大きな事案については，別途会議を開催し，対応方針を協議した	定期的に会議を開催している他、適宜Teamsを用いて情報共有している。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った	年度当初に学生主事から改めて説明している。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教職員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した	年度当初に学生主事から改めて説明している。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	教職員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した	年度当初に学生主事から改めて説明している。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した	年度当初に学生主事から改めて説明していることに加え、学生が悩みを抱えている場合は、担任ならびに学科長に声がけしている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	教職員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した。また，「いじめ対策室」の役割も定めている	年度当初に学生主事から改めて説明している。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	共有できる教職員を限定したTEAMSで情報共有している	適宜Teamsを用いて情報共有している	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	いじめ対策委員会において検証し，見直しを行った	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年２回の実施となった	アンケートは年２回の実施としているが、その他に担任がクラス学生全員と面談する機会を設けるなどにより、いじめの実態把握に努めることとしている。また、アンケートの回答内容についてはいじめ対策室メンバーで情報共有することとしている。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	個人情報保護の観点から，必要に応じて特定の教職員とは情報共有するが，すべての教職員には周知していない	3名のスクールカウンセラー、1名のスクールソーシャルワーカーと学生相談室長、学生主事が連携し情報共有している。また、必要に応じて学生主事または学生相談室長から関係教職員に情報を伝えている。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめに関する講演会を実施	スクールカウンセラーによるいじめに関する講演会を実施している。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	いじめに関する講演会を実施	スクールカウンセラーによるいじめに関する講演会を実施している。また、低学年については、学生主事からもいじめの事例をあげて指導した。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生主体のプログラムは実施できていない。	ホームルームでの取り組みとして検討する。	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページ上で周知することに加え，入学式の保護者説明会において，いじめの取り組みならびに保護者（家庭）との協力が大切であることも伝えた	保護者に向けて本校のいじめ防止の取り組みについて説明している。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめの被害・加害の双方に対し，「いじめ対策委員会」による指示・判断を受けて対応していることを伝えた。 また，重大案件については，保護者に高専機構に報告していることも伝え，隠蔽することなく対応していることを伝え，保護者の信頼を得ることに努めている。	いじめがあった場合は、加害・被害の双方の保護者に説明する。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	地元中学校校長会の代表，旭川市役所，旭川高専振興会会長，北海道大学・教授などからなる旭川高専運営懇話会において，本校における「いじめ」防止・対応策に関する取り組みを説明した。	引き続き、外部有識者が参加する運営懇話会において、本校のいじめ防止における取り組みを説明し意見を聞く。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	本年度は警察と情報共有と連携するケースがあった。次年度はスクールサポーターと連携する計画となっている。（R5.4月，スクールサポーターの協力を依頼済み）	スクールサポーターの協力を依頼済みであり、速やかに連携が取れるようになっている。	